

養父市立八鹿小学校いじめ防止基本方針

養父市立八鹿小学校

令和7年4月1日

1 学校の方針

今年度の本校学校経営スローガンは「よろこびが生まれる学校づくり～子どもたちの「わくわく」を大切に、誰一人取り残さない教育の創造～」である。誰一人取り残さないとは、全員に100点を取らせることではない。一人一人が自分の持ち味（良さ）を見つけ、生きるよろこびを感じながら生活させることである。一人一人がそれぞれの力を大いに発揮し、学校がよろこびあふれる「学びの場」として最高の環境となることを願っている。

その学習環境の中で大きなウエートを占めるのが、教職員と児童との関係や友だち同士の関係、つまり、良好な人間関係づくりである。集団の中で自分が友だちから認められ、友だちも認めていく、自分を大切に、人も大切に、そんな集団の中で、児童は安心して学校生活を送ることができ、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができると確信する。

「いじめ」は単にいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）の問題ではなく、学校全体の問題と捉える。そして、関わる者すべて（傍観している者）が、学校の一員であることを自覚し、いじめを許さないことを声や態度で意思表示させ、皆で解決することが大切である。

ここに令和7年度版「いじめ防止基本方針」を定め、皆が安心して楽しく活動できる正しい学校世論をつくるものである。

2 基本的考え方

本校は、「ふるさとを愛し 自らを高め 未来への道を切り拓く 八鹿青溪っ子の育成」に向けて実践や研修に力を入れて取り組んでいる。いじめについては、「いじめはどの学級、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけ、②課題未然防止教育として、道徳科や学級活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努め、予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応を心がける。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。以下の指導体制を整え、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第一章第二条）

このいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

○学校を挙げて「いじめをしない、させない、許さ（見逃さ）ない」という雰囲気をつくる。

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。

○いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

○児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがあったときは、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。

○保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組む。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努める。

保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

○児童に対して

- ・児童が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付け、自己有用感を高め自尊感情を育み、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるよう、さまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちへの対応として、いじめがあっても見て見ぬふりをしたりはやし立てたりする行為は、自分たちの「学びの場」を大切にしないことで、いじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指し、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにしたり、夢中になれることを提供したりして、学校が自分の居場所であると思えるようにする。
- ・主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感できる場をつくることにより、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・「困った、助けて」と適切な援助希求を表出できる雰囲気や人間関係、体制を築き、安心・安全な居場所づくりに努める。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめ防止についての研修に努め、理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に活かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や生活指導担当、学年・学年部等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ(見逃さ)ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取組を促す。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめ調査」を定期的に全校児童を対象に実施し、①意地悪をしたこと、②意地悪をされたこと、③誰かが意地悪をされているところを見たことを記名で調査する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導委員会等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・「いじめ調査」から1週間以内に関係児童と面談し、聞き取り調査を行う。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、即座にいじめ対応チームを立ち上げ、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

エ いじめ解消の要件

- ・被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。
- ・いじめが解消しているかどうか判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 日常の校内指導体制

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめ早期発見のチェックリスト

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則として禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

ア 児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力と呼びかける。(養父市こどもSNSルールの啓発・活用)

イ 掲示板等への書き込み等については、校外(家庭等)で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。

イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

◆被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認を行う。

・いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

◆双方の保護者に説明する。

◆双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

(1) すみやかに教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

また、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。その後、速やかに教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

(2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

(3) 加害児童について、改善が望めず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、教育委員会と協議する。

6 その他の事項

「いじめ調査」用紙は、校長が保管し、卒業後は中学校へ引き継ぐことで、中学校での生徒の友だち関係の把握及び生徒指導に資する。また、新入生については、こども園との情報交換に努める。

策定した学校の基本方針は、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ学級懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。